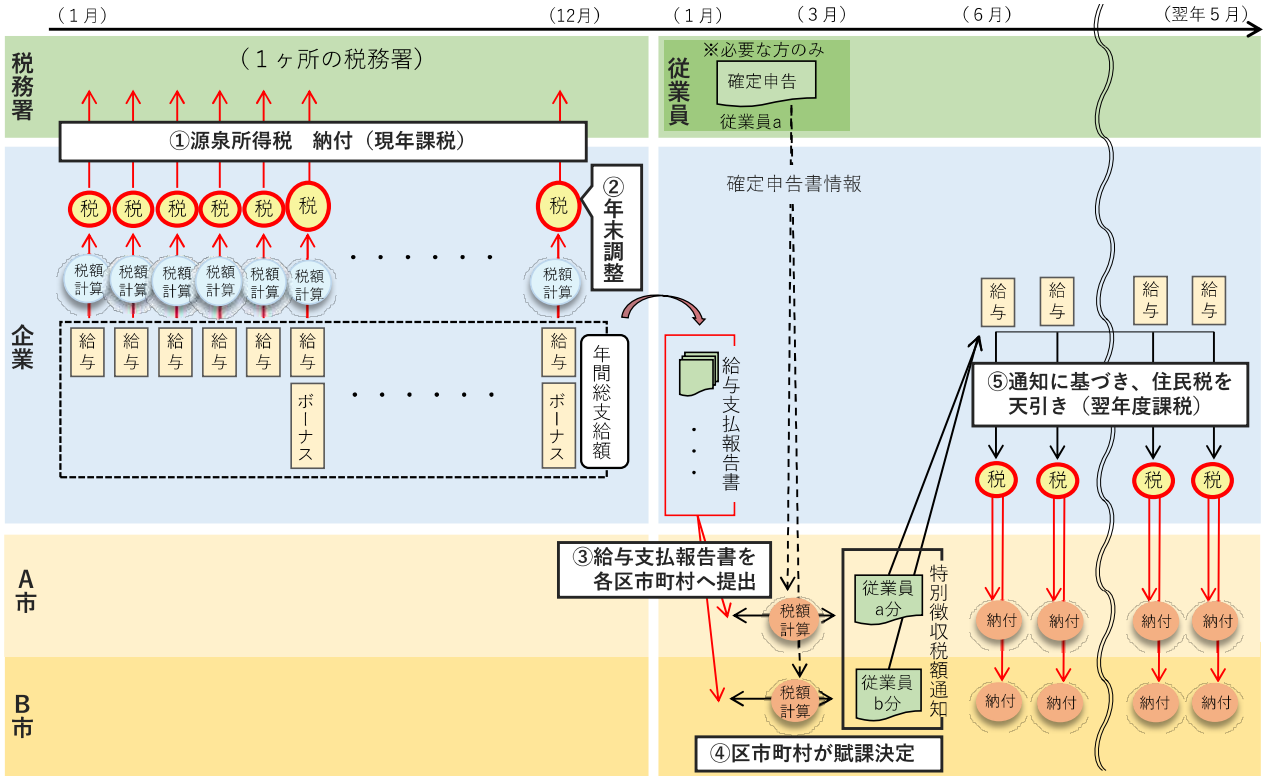


## 参 考 资 料

# 参考資料1：個人住民税の現年課税化に向けた方式案における税務事務の流れ (住民税・所得税)

## 【現行の課税方式における事務の流れ】

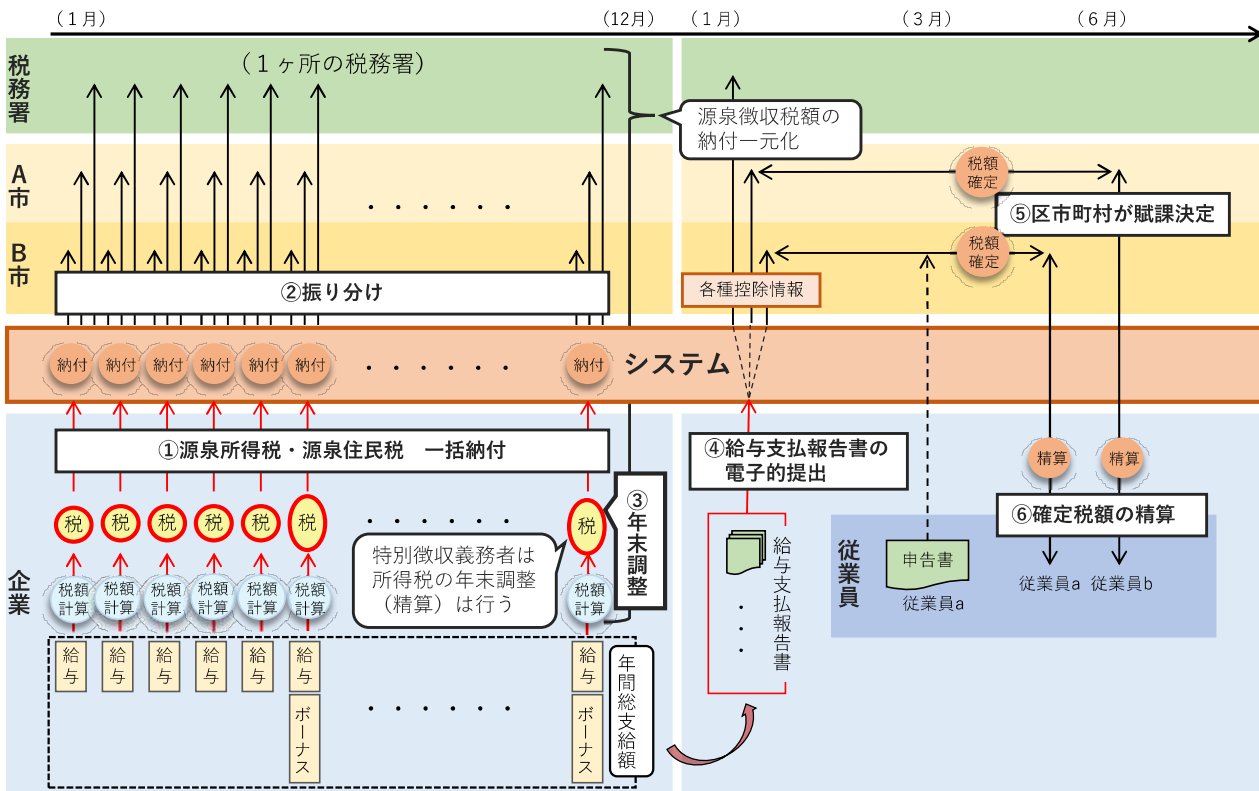
個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	無し（所得税は有り）	所得税の年末調整	無し（所得税は有り）	区市町村	区市町村による賦課課税	無し



注 総務省「令和2年度個人住民税検討会報告書」(令和2年11月)から作成

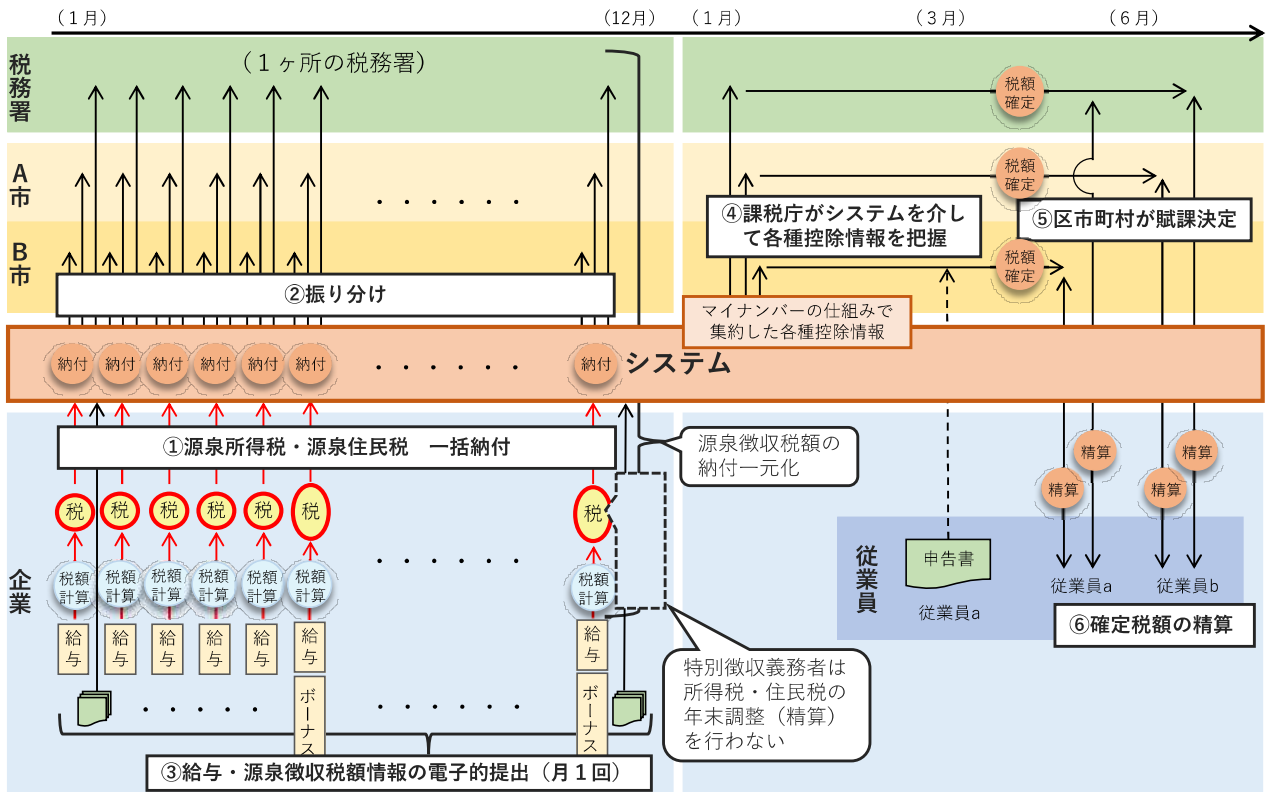
## 【システム方式案①】「控除情報 年末調整存置・区市町村賦課」型

個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	有り	所得税の年末調整	無し（所得税は有り）	システム	区市町村による賦課課税	システム



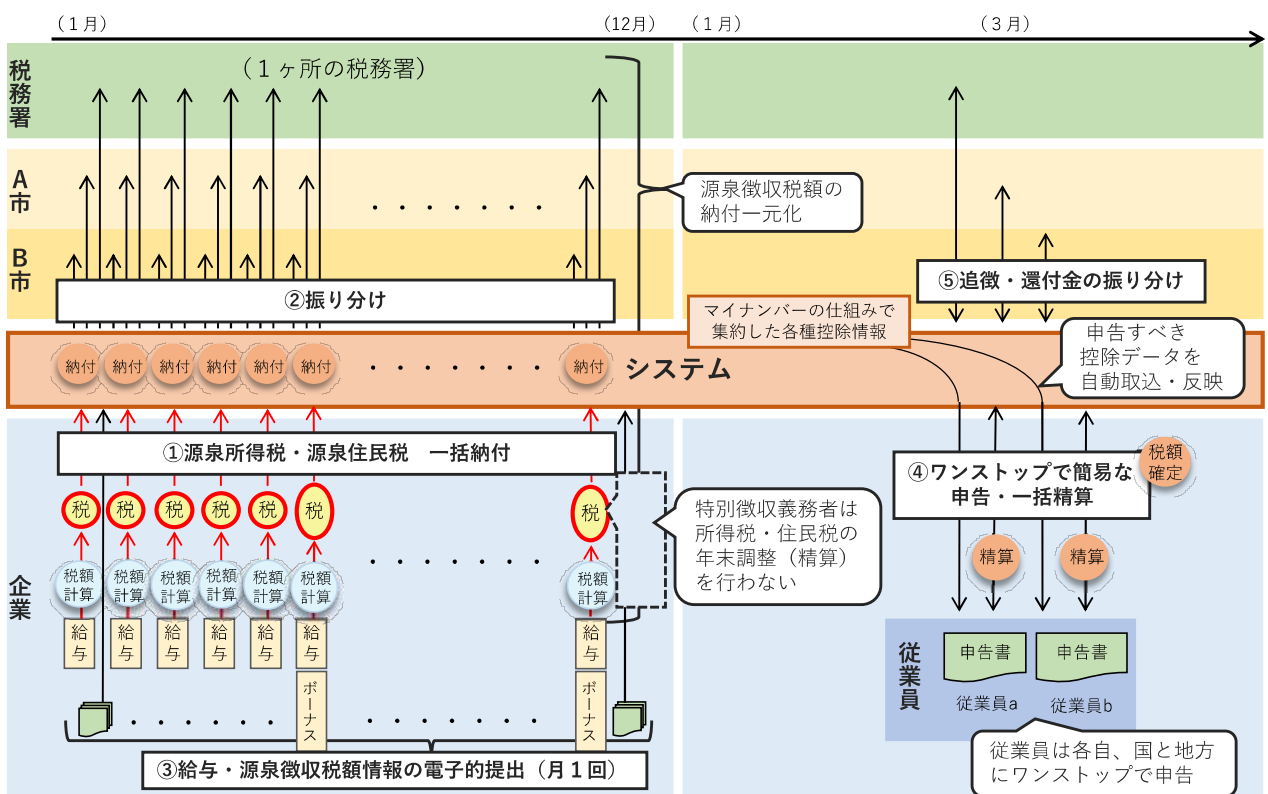
## 【システム方式案②】「控除情報 システム反映・区市町村賦課」型

個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	有り	マイナンバーの仕組みでシステムに集約		無し	システム	区市町村による賦課課税



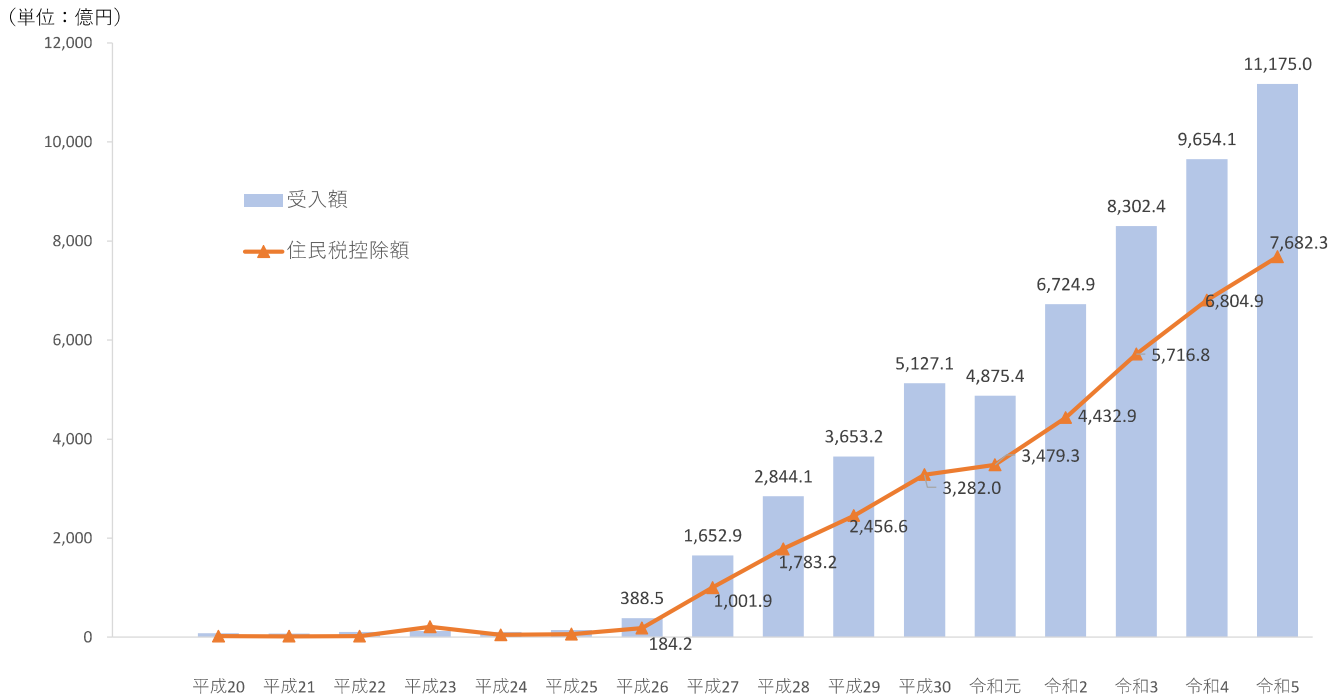
## 【システム方式案③】「控除情報 システム反映・納税者簡易申告」型

個人住民税	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
	有り	マイナンバーの仕組みでシステムに集約		無し	システム	納税者による申告納税



## 参考資料2：「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除額（全国計）

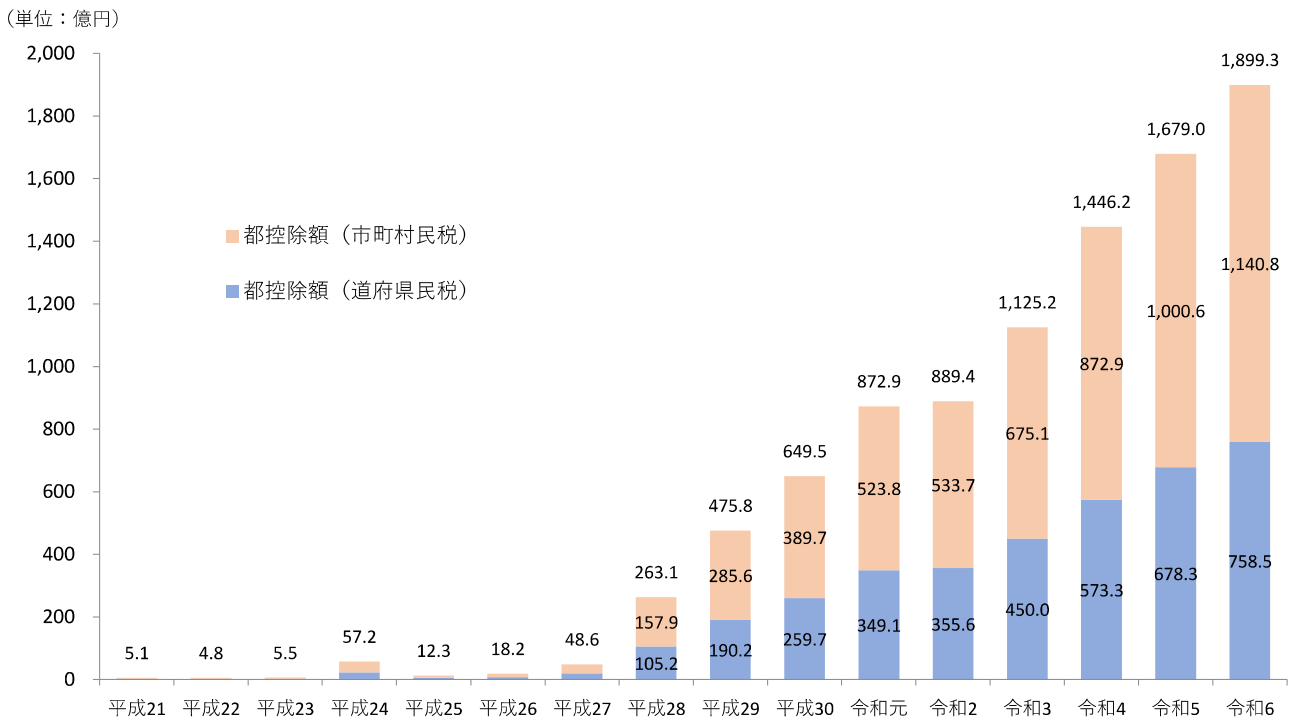
- 令和5年度の全国の受入額は約1兆1,175億円となり、制度創設以来初めて1兆円を超えた
- 住民税控除額は、平成27年度のワンストップ特例制度導入以降大きく増加し、令和5年度寄附に係る控除額は約7,682億円となった（実際に控除される時期はその翌年度）



- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和6年度実施)」(令和6年8月2日)から作成  
 注2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している  
 注3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある

## 参考資料3：「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）

- 令和6年度の東京都の控除額は、約1,900億円に増加（対前年度比：約1.1倍）
- 平成21年度の制度創設時からの累計額は、約9,452億円にのぼる



- 注1 令和5年度以前は、総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」から作成  
 注2 令和6年度は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」から作成した推計値  
 注3 各年度の計数は、前年中(例えば、令和6年度については、令和5年1月1日～12月31日の間)のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況  
 注4 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめている。

## 参考資料 4 : 住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定

	取得	保有	利用																																																																
税目	自動車税環境性能割	自動車税種別割	自動車重量税																																																																
性格	自動車をもたらすCO <sub>2</sub> 排出、道路損傷、交通事故、公害、騒音等、様々な社会的コストに係る行政需要に着目した原因者負担金的性格を有するもの	自動車という特定の財産に対して課される財産税としての性格を有すると同時に、道路損傷負担金的性格、奢侈税、環境損傷負担金的性格を有するもの	自動車が車検を受け又は届出を行うことによって走行が可能になるという法的地位に着目した権利創設税的性格を有するもの																																																																
納税義務者	自動車の取得者	自動車の所有者	・車検証交付等を受ける者 ・車両番号の指定を受ける者																																																																
賦課	取得時	・取得時(月割課税) ・毎年度	車検時																																																																
税率	自動車の通常の取得価額を課税標準額とし、自動車の種別、 <b>環境性能</b> 等に応じて税率が異なる	自動車の種別、排気量や最大積載量ごとに設定	自動車の種別、車検の有効期間、総重量等ごとに設定																																																																
※税率については、区分表から一部抜粋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準75%かつR2燃費基準</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準70%かつR2燃費基準</td> <td>2%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	自家用	営業用	④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車			H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成			R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税	R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">総排気量</th> <th colspan="2">2年自家用</th> </tr> <tr> <th>エコカー</th> <th>エコカー以外</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">乗用車</th> <th>電気自動車</th> <td>7,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <th>～1リットル</th> <td>7,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <th>～1.5リットル</th> <td>8,500</td> <td>30,500</td> </tr> <tr> <th>～2リットル</th> <td>9,500</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <th>～2.5リットル</th> <td>13,800</td> <td>43,500</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">車両重量</th> <th rowspan="5">重量</th> <th rowspan="5">免税</th> <th colspan="3">2年自家用</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">右以外</th> <th colspan="2">エコカー以外</th> </tr> <tr> <th>13年経過</th> <th>18年経過</th> </tr> <tr> <td>～0.5トン</td> <td>8,200</td> <td>11,400</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>～1トン</td> <td>16,400</td> <td>22,800</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>～1.5トン</td> <td>24,600</td> <td>34,200</td> <td>37,800</td> </tr> <tr> <td>～2トン</td> <td>32,800</td> <td>45,600</td> <td>50,400</td> </tr> </tbody> </table>	車種	総排気量	2年自家用		エコカー	エコカー以外	乗用車	電気自動車	7,500	25,000	～1リットル	7,500	25,000	～1.5リットル	8,500	30,500	～2リットル	9,500	36,000	～2.5リットル	13,800	43,500		車両重量	重量	免税	2年自家用			右以外	エコカー以外		13年経過	18年経過	～0.5トン	8,200	11,400	12,600	～1トン	16,400	22,800	25,200	～1.5トン	24,600	34,200	37,800	～2トン	32,800	45,600	50,400
車種	自家用	営業用																																																																	
④ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)、乗用車																																																																			
H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成																																																																			
R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税																																																																	
R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%																																																																	
車種	総排気量	2年自家用																																																																	
		エコカー	エコカー以外																																																																
乗用車	電気自動車	7,500	25,000																																																																
	～1リットル	7,500	25,000																																																																
	～1.5リットル	8,500	30,500																																																																
	～2リットル	9,500	36,000																																																																
～2.5リットル	13,800	43,500																																																																	
車両重量	重量	免税	2年自家用																																																																
			右以外	エコカー以外																																																															
				13年経過	18年経過																																																														
				～0.5トン	8,200	11,400	12,600																																																												
			～1トン	16,400	22,800	25,200																																																													
～1.5トン	24,600	34,200	37,800																																																																
～2トン	32,800	45,600	50,400																																																																



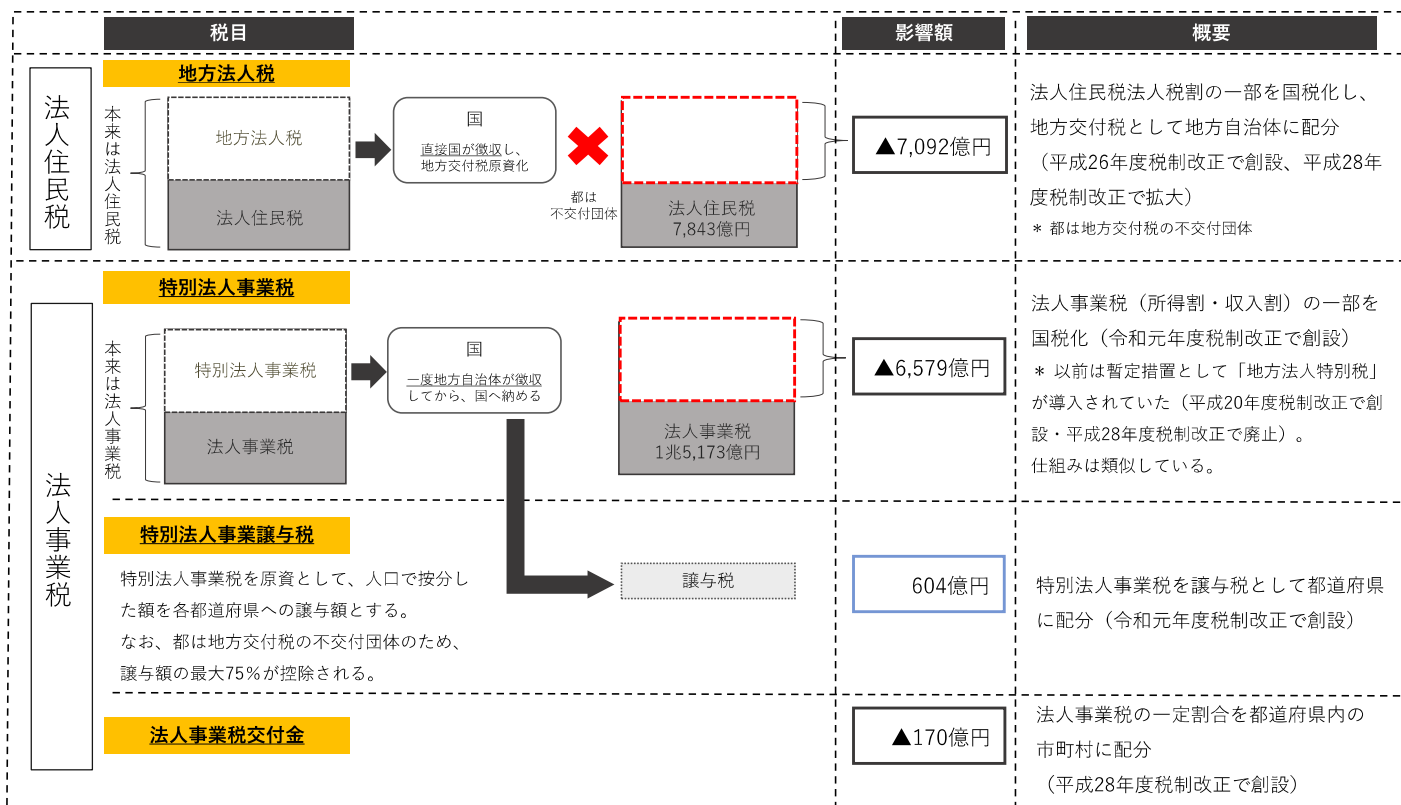
自動車関連税制においては、取得段階の自動車税環境性能割において、環境性能を基準として税率を区分しているため、同じ発想に基づいて、住宅の取得段階である不動産取得税において税率を区分することが考えられる。

	取得	保有
税目	不動産取得税	固定資産税 都市計画税
性格	不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求めるもの	固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に負担を求めるもの
納税義務者	不動産の取得者	不動産の所有者 市街化区域内に不動産を所有している者
賦課	取得時	毎年度 毎年度

注 東京都税制調査会「自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書」(令和3年3月)、国土交通省ホームページ「自動車重量税額について」、総務省ホームページ「不動産取得税」、「固定資産税の概要」、「都市計画税」、東京都主税局ホームページ等から作成

# 参考資料5：東京都における「偏在是正措置」による影響

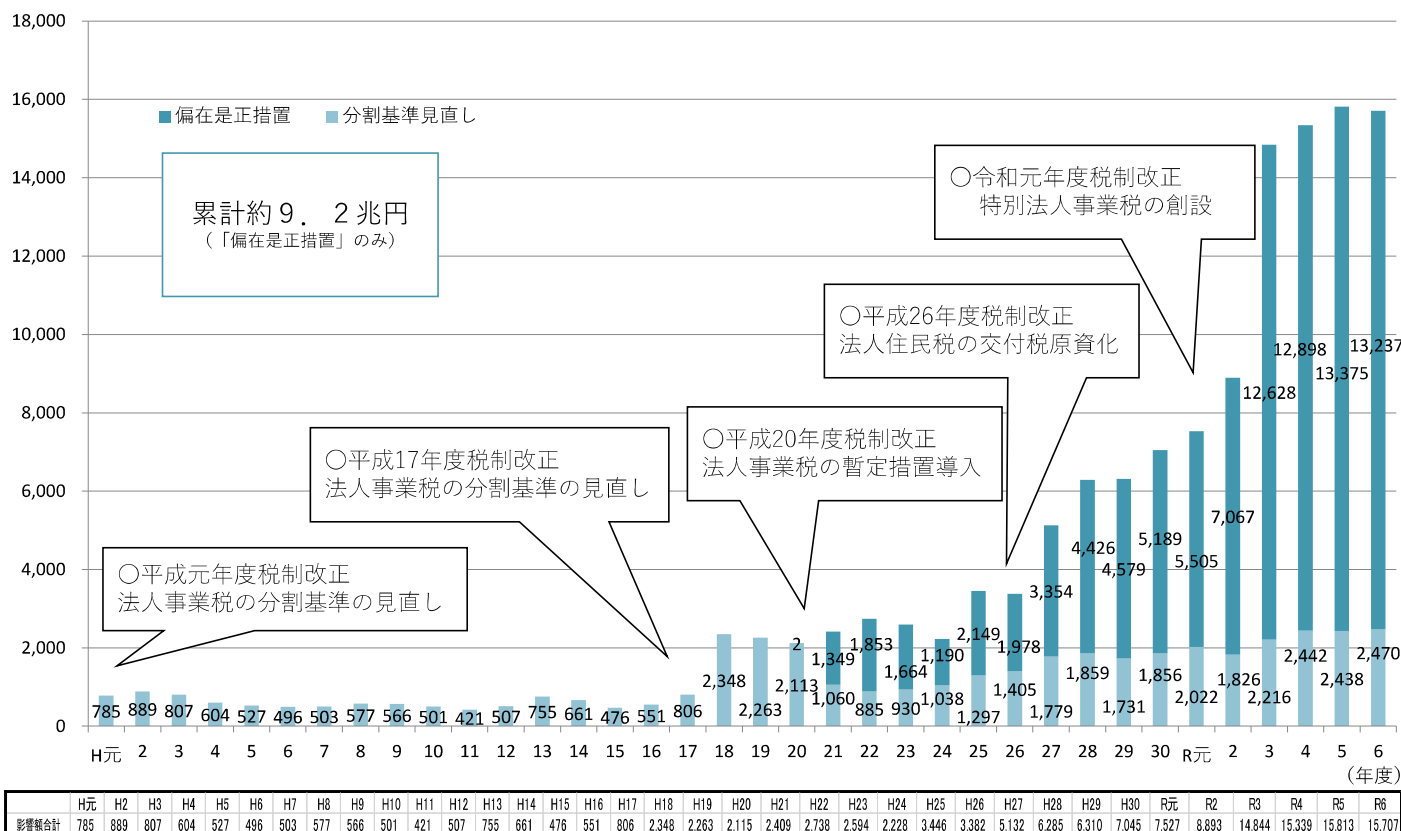
【東京都に対する偏在是正措置と税額のイメージ（令和6年度予算の場合）】



注 東京都財務局「東京都予算案の概要」(令和6年2月)等から作成

# 参考資料6：地方法人課税の累次の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移

(単位：億円)



注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張—地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論—」等から作成  
 注2 令和5年度までは決算額、令和6年度は当初予算額による。  
 注3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

# 東京都税制調査会委員名簿

(令和6年10月4日現在)

## 特別委員

氏名	現職
○ 宇田川 聡 史	東京都議会議員
小松 大 祐	東京都議会議員
遠藤 ちひろ	東京都議会議員
長橋 桂 一	東京都議会議員
池川 友 一	東京都議会議員
中村 ひろし	東京都議会議員

## 委員

氏名	現職
◎ 池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
○ 諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
阿 部 雪 子	中央大学商学部教授
金 井 利 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
鴨 田 和 恵	東京税理士会副会長
工 藤 裕 子	中央大学法学部教授
小 林 航	亜細亜大学経済学部教授
佐 藤 主 光	一橋大学経済学研究科教授
関 口 智	立教大学経済学部教授
高 端 正 幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
土 居 丈 朗	慶應義塾大学経済学部教授
沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
野 口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
松 原 有 里	明治大学商学部教授
宮 本 太 郎	中央大学法学部教授
青 木 克 徳	葛飾区長 (特別区長会)
石 阪 丈 一	町田市長 (東京都市長会)
杉 浦 裕 之	瑞穂町長 (東京都町村会)

◎会長 ○副会長

下記の事項について意見を求めます。

令和4年5月19日

東京都知事 小池百合子

## 記

### 1 意見を求める事項

社会経済を取り巻く状況が大きく変化する時代において、地方分権に資する地方税制や国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

### 2 趣旨

我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が1,200兆円を超え、GDP比200%を上回るなど、危機的な状況にある。これに加え、急速な少子高齢化の進展は、社会保障給付費が増大するとともに、労働力人口の減少や国内市場の縮小が経済成長を阻害し、将来の財政に更に大きな影響を与えると懸念される。財政の健全性及び持続可能性を維持・回復するため、税制度の改革は急務である。

一方、気候変動への危機感、新型コロナウイルス感染症の脅威等を背景に、脱炭素やデジタル化の潮流が大きくなうねりとなっている。また、ウクライナ危機をはじめとする国際情勢は刻々と変化しており、エネルギーの安定供給等の様々な面で都民生活や都内経済に深刻な影響を及ぼしかねない。

このような状況を踏まえ、社会環境の劇的な変化にアジャイルに対応し、「サステナブル・リカバリー」を実現する観点から、地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めるものである。



# 東京都税制調査会設置要綱

平成12年5月24日  
12主税税第46号  
知事決定

## (設置目的)

第1 地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会として、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 調査会では、以下の事項について検討し、意見の交換を行う。

- (1) 地方税制度の改善に関すること。
- (2) 国と地方の税源配分に関すること。
- (3) その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

## (委員及び特別委員)

第3 調査会は、委員19人程度、特別委員6人程度をもって構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから、特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4 調査会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選により選任する。

- 2 会長は、調査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第5 調査会は、会長が招集する。

## (小委員会)

第6 調査会に、委員により組織される小委員会を置く。

- 2 小委員会は、調査会の付託を受け、第2に定める所掌事項について検討を行うとともに、これに必要な調査研究を行う。
- 3 小委員会に属すべき委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会に小委員長を置く。
- 5 小委員長は、会長が指名する。
- 6 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

## (分科会)

第7 小委員会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、小委員会の付託を受けて、その部門に属する事項を研究する。

- 3 分科会に属すべき委員は、小委員会に属する委員のうちから小委員長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。
- 5 分科会長は、委員の中から小委員長が指名する。
- 6 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

(専門委員)

- 第8 調査会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他の必要があるときは、会長は専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、会長が指名する。
  - 3 専門委員は、会長が認める場合には小委員会又は分科会に参加することができる。

(意見の聴取)

- 第9 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第10 調査会の庶務は、主税局において処理する。

(雑則)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（委員の任期の特例）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に第3の3に規定する任期が終了することとなる委員等の任期は、同項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。